

食安輸発第1028001号
平成17年10月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産そばの検査の実施について

標記については、平成17年10月26日付け食安輸発第1026001号にて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところですが、今般、コンテナによるバルク形態で輸入される場合があることが判明したことから、当該品の試験品採取の方法について、下記の採取方法を追加することとしましたので御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

なお、平成17年3月31日付け食監発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。

記

試験品の採取方法

コンテナによるバルク形態で輸入される食品については次の方法によりサンプリングを実施すること。

ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10 kg以上を採取したものを縮分して1 kg、1検体とすること。